

○国土交通省告示第四百四十三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第二条第一項第二号の規定に基づき、安全上、防火上及び衛生上支障がない軒等及び軒等の端からの後退距離を次のように定める。

令和五年二月二十八日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

安全上、防火上及び衛生上支障がない軒等を定める等の件

第一 令第二条第一項第二号に規定する安全上、防火上及び衛生上支障がない軒等は、次の各号に掲げる基準に適合する軒等の全部又はその一部とする。

- 一 軒等の全部の端からその突き出た方向の敷地境界線までの水平距離のうち最小のものが五メートル以上であること。
- 二 軒等の全部の各部分の高さは、当該部分から当該軒等が突き出た方向の敷地境界線までの水平距離に相当する距離以下とすること。
- 三 軒等の全部が不燃材料で造られていること。

四 軒等の全部の上部に上階を設けないこと。ただし、令第百二十六条の六の非常用の進入口に係る部分及び空気調和設備の室外機その他これらに類するものを設ける部分については、この限りでない。

五 第一号から第四号に掲げる基準に適合する軒等の全部又はその一部について、次のイ又はロに掲げる軒等の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める面積の合計は、敷地面積（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十三条の規定により建蔽率の最高限度が定められている場合においては、敷地面積に当該最高限度を乗じて得た面積）に十分の一を乗じて得た面積以下とすること。

イ 建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出た距離が水平距離一メートル以上五メートル未満の軒等 その端と当該中心線の間の部分の水平投影面積

ロ 建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から水平距離五メートル以上突き出た軒等 その端とその端から第二に定める距離後退した線の間部分の水平投影面積

第二 令第二条第一項第二号に規定する軒等の端からの後退距離は、水平距離五メートルとする。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。